日本共産党の松尾信次です。

議案第６７号都市公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論をおこないます。

本条例は南寝屋川公園のグラウンド、テニスコート及び田井西公園のテニスコートの利用料について、寝屋川市民以外の方が使用する場合、来年４月から２倍にするものです。

他市でも同じような例が多い状況で、本市でも市民体育館で実施されています。

同時に、例えば大東市の場合、在勤、在学の方は大東市民にふくめ、市外在住者でも大東市内で仕事をし、大東市内の学校に通っている方の利用料は２倍にしていません。

寝屋川市のみんなのまち基本条例では、市民の定義を寝屋川市に住み、働き、学び、活動する個人、団体及び事業者としています。

本市も大東市と同様の対応が必要です。

さらに、大東市の場合、テニスコートの使用料の減免制度があります。具体的には、社会教育団体がスポーツ振興のために使用するとき、５割減免。６５歳以上の人または構成員の2分の１以上が６５歳以上の人で構成される団体が使用するとき、５割減免。心身障がい者およびこれらの介護者に係る団体が使用するとき、５割減免。その他指定管理者が特別の事由があると認める時、５割減免とされています。

さらに、寝屋川市の市民体育館では、団体利用料金として、市内の中学生以下の人及び高齢者（６０歳以上）、障がい者団体は半額となります。市内の扱いは寝屋川市在住・在職・在学の方です。

これらのことをふまえ、南寝屋川公園のグラウンド・テニスコート及び田井西公園のテニスコート利用料については、在勤・在学の他市に居住する住民の負担は現行どおりとすることをもとめます。

あわせて、高齢者・障がい者の方などを対象に、負担軽減の制度をつくることをもとめます。

以上、討論とします。